第二条　誘導灯及び誘導標識の基準の一部を次のように改正する。

第三の二中「第二十八条の三第四項第三号の二」の下に「及び第十号」を加える。

第四第一号を次のように改める。

一　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）別表（以下「令別表」という。）第一(一)項から(六)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすこと。

(一)　延べ面積五万平方メートル以上

(二)　地階を除く階数が十五以上であり、かつ、延べ面積三万平方メートル以上

第四第二号の次に次の一号を加える。

三　令別表第一(十)項又は(十一)項に掲げる防火対象物（同表(六)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で、乗降場が地階にあり、かつ、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）又は消防署長が避難上必要があると認めて指定したものであること。

附　則

この告示は、平成二十一年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年九月一日から施行する。

○消防庁告示第二十二号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十五条の二第三項の規定に基づき、非常警報設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第六号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月三十日　　消防庁長官　河野　栄

第四第一号(四)中「(地震動予報等に係る放送（消防法施行規則第二十五条の二第三項第三号リに規定するものをいう。)(五)において同じ。)であつて、放送に要する時間が短時間であり、かつ、火災の発生を有効に報知することを妨げないものを除く。」を加え、同号中(六)を(七)とし、(五)を(六)とし、(四)の次に次のように加える。

(五)　地震動予報等に係る放送を行う機能を有するものにあつては、地震動予報等に係る放送を行つている間に、起動装置若しくは操作部を操作した場合又は自動火災報知設備等から起動のための信号を受信した場合には、地震動予報等に係る放送が終了した後、直ちに、かつ、自動的に非常警報の放送を行うものであること。

附　則

この告示は、平成二十一年十二月一日から施行する。

○法務省告示第四百五十三号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、法務省所管事業分野における個人情報の保護に関するガイドラインを次のように定め、平成二十一年十二月一日から施行し、平成十六年十月二十九日法務省告示第四百九十六号（法務省が所管する事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン）は、同日付けで廃止する。

平成二十一年九月三十日

法務大臣　千葉　景子

法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン

目次

第１　目的【法第１条関係】
第２　用語の定義【法第２条関係】
第３　このガイドラインの適用対象者の範囲
第４　個人情報の利用目的に関する義務
　１　利用目的の特定【法第15条第１項関係】
　２　利用目的の変更【法第15条第２項・法第18条第３項関係】
　３　利用目的による制限【法第16条第１項関係】
　４　利用目的による制限（事業承継の場合）【法第16条第２項関係】
　５　利用目的による制限の例外【法第16条第３項関係】
第５　個人情報の取得に関する義務
　１　適正な取得【法第17条関係】
　２　取得時の利用目的の通知又は公表【法第18条第１項関係】
　３　書面等による直接取得時の利用目的の明示【法第18条第２項関係】
　４　利用目的の通知等をしなくてよい場合【法第18条第４項関係】
第６　個人データの管理に関する義務
　１　データ内容の正確性の確保【法第19条関係】
　２　安全管理措置【法第20条関係】
　３　従業者の監督【法第21条関係】
　４　委託先の監督【法第22条関係】
第７　個人データの第三者提供に関する義務
　１　第三者提供の制限に関する原則【法第23条第１項関係】
　２　第三者提供の制限に関する例外【法第23条第１項関係】
　３　いわゆる「オプトアウト」【法第23条第２項・第３項関係】
　４　「第三者」に該当しないもの【法第23条第４項・第５項関係】
第８　保有個人データの開示等に関する義務
　１　保有個人データに関する事項の公表等【法第24条関係】
　２　保有個人データの開示【法第25条関係】
　３　保有個人データの訂正等【法第26条関係】
　４　保有個人データの利用停止等【法第27条関係】
　５　理由の説明【法第28条関係】
　６　開示等の求めに応じる手続【法第29条関係】
　７　手数料【法第30条関係】
第９　苦情処理に関する義務【法第31条関係】
第10　法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応
第11　勧告、命令等についての考え方
第12　ガイドラインの見直しについて

第１　目的【法第１条関係】

このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第６条及び第８条に基づき、また、法第７条第１項に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年４月閣議決定。平成20年４月一部変更。以下「基本方針」という。）を踏まえ、法務省が所管する分野及び法第36条第１項ただし書により法務大臣が主務大臣に指定された特定の分野における事業者等（以下「法務省関係事業者」という。）が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該分野の実情や特性等を踏まえ、法務省関係事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定めるものである。

法は、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の有用性に配慮しつつ、消費者等、個人の権利利益を保護することを目的としており（法第１条）、当該目的は、このガイドラインにおいても、同様である。

このガイドラインにおいて「～ならない」（「努めなければならない」を除く。）と記載している規定については、法の義務規定の対象である個人情報取扱事業者の法的義務であるため、個人情報取扱事業者である法務省関係事業者が従わない場合には、法務大臣により、法違反と判断される可能性がある。一方、個人情報取扱事業者でない法務省関係事業者がこれに従わない場合には、法違反と判断されることはない。

また、このガイドラインにおいて「望ましい」と記載している規定については、法務省関係事業者がそれに従わない場合、個人情報取扱事業者であるか否かを問わず、法違反と判断されることはない。

なお、法違反と判断されることはない場合にも、法の基本理念（法第３条）も踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれるものである（「第３　このガイドラインの適用対象者の範囲」の規定も参照）。

なお、このガイドラインにおいて記載した具体例については、これに限定する趣旨で記載したものではない。また、記載した具体例においても、個別ケースによって別途考慮すべき要素があり得るので注意を要する。

第２　用語の定義【法第２条関係】

１　個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

「個人に関する情報」とは、氏名、性別、生年月日、住所、年齢、職業、続柄等の事実に関する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関する判断や評価を表すすべての情報を指し、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれる。これら「個人に関する情報」が、氏名等と相まって「特定の個人を識別することができる」ことになれば、それが「個人情報」となる。

なお、生存しない個人に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報に当たる場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

また、企業名等、法人その他の団体に関する情報は、基本的に「個人情報」には該当しないが、役員の氏名などの個人に関する情報が含まれる場合には、その部分については、「個人情報」に該当する。

さらに、「個人」には外国人も当然に含まれる。